

税務情報

経済産業省 – ストックオプション税制に係る 2024 年度税制改正
の経過措置に関する資料の公表

経済産業省は、ストックオプション税制に関する情報を集約している「[ストックオプション税制](#)」のページにおいて、以下の資料（全 6 ページのスライド）を公表しました。

- [2024 年 3 月 31 日以前に契約締結した税制適格ストックオプションについて令和 6 年度改正ストックオプション税制のメリットを受けるためには 2024 年 12 月 31 日までに契約変更が必要です](#) (PDF 1,412KB)

2024 年度税制改正では、税制適格ストックオプションの要件が見直され、①一定の株式会社が付与するストックオプションに係る年間の権利行使価額の限度額が引き上げられるとともに、②ストックオプションの行使により取得した譲渡制限株式について、証券会社等による株式の保管委託に代えてその発行会社による株式の管理も可能とされる等の措置が講じられました。

上記①（権利行使価額の限度額の見直し）及び②（発行会社自身による株式管理スキームの創設）の措置は、2024 年分以後の所得税について適用されます（2024 年改正法附則 31①）が、以下の経過措置も設けられています。

【経過措置】（2024 年改正法附則 31②）

2024 年 4 月 1 日前に締結された旧租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項に規定する契約（以下、「旧契約」）で同条第 1 項各号に掲げる要件が定められているもの（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの間に行われたその旧契約の変更により、次の各号に掲げる場合^(*)に該当することとなった場合には、その各号に定める旧契約を含む。）は、新租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する。（以下省略）

- ^(*) 旧契約の権利行使価額の限度額要件及び／又は株式の保管委託要件に代えて改正後の上記①及び／又は②の要件が定められた場合

今回公表された資料は、上記の経過措置の適用に際し留意すべき事項として、たとえば以下の内容を周知しています。

- 2024年3月31日以前に契約を締結したストックオプションについて、2024年度税制改正のメリットを享受するには、2024年4月1日から2024年12月31日までの間に税制改正を反映した契約内容に変更する必要がある。
- 契約変更に際して、「税制適格要件とは関係のない契約事項の変更」又は「税制適格要件を満たす範囲内での変更」を行った場合において、変更後の権利行使についても当初の契約に従って行われるものと同様と認められるときは、原則として、税制適格性は失われない。
- 「税制適格要件を満たす範囲内での変更」だとしても、経過措置に即した変更を除き、たとえば当初契約の行使期間を「3～8年」から「2～10年」に変更する場合など、当初契約の範囲を超える場合には、当初の契約に従った権利行使とは認められないため、税制適格ストックオプションとして取り扱うことができない。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.